

京都市告示第141号

京都市建築基準法施行細則第10条の2の規定により、特定通路を指定しましたので、告示します。

平成25年5月22日

京都市長 門川大作

1 特定通路の位置

建築基準法施行規則第11条の4第2項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において閲覧に供する指定道路図において、赤紫色で表示する部分。

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）